

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	飯豊町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.iide.yamagata.jp/sumaitokurashi/jumintouroku/index.html

執行機関名 飯豊町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	飯豊町医療給付事業に関する規則(昭和四十八年規則第十八号)に基づく乳幼児等の医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1中、飯豊町医療給付事業に関する規則に基づく乳幼児等の医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの 飯豊町医療給付事業に関する規則(昭和四十八年規則第十八号)に基づく乳幼児等の医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	飯豊町医療給付事業に関する規則(昭和四十八年規則第十八号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべて <u>児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u>	第1条 重度心身障がい(児)者(別表第1第1項に掲げる者をいう。)、乳幼児等及び母子家庭等の医療を確保し、 <u>社会福祉の増進をはかるため、その医療に要する経費の一部を飯豊町が負担することにより、これらの経済的負担を軽減することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		飯豊町医療給付事業に関する規則(昭和四十八年規則第十八号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	飯豊町医療給付事業に関する規則第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	小児の保護者に対する医療証等の交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	飯豊町医療給付事業に関する規則第4条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	当該申請を行う者及び対象者を扶養している者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	飯豊町医療給付事業に関する規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票関係情報	当該申請を行う者及び対象者を扶養している者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		